

平成28年度 第2回小田原市いじめ防止対策調査会

日時：平成28年11月25日（金）

午後6時00分から

場所：小田原市役所 6階 601会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 専門的見地からのいじめ防止対策について

(2) その他

3. 閉 会

小田原市いじめ防止対策調査会 委員名簿

任期（平成 27 年 8 月 1 日～平成 29 年 7 月 31 日）

| 選出区分 | 氏名 | 備 考 |
|-------|--------------------|------------------|
| 学識経験者 | 嶋崎 政男 (会長) | 神田外語大学教授 |
| 社会福祉士 | 芦田 正博 (会長職務代理者) | ソーシャルワークオフィス テディ |
| 精神科医 | 南 達哉 | 神奈川県立こども医療センター |
| 弁護士 | 田代 宰 | 弁護士法人前島綜合法律事務所 |
| 臨床心理士 | 小倉 直子 | 小田原短期大学保育学科 講師 |

平成28年度 第2回小田原市いじめ防止対策調査会 席次

小田原市役所6階601会議室

嶋崎会長

芦田委員

田代委員

【書記】
高瀬
係長

小倉委員

南委員

【書記】
李
主事

| | | | | | |
|--------------|--------------|------------|-----------|--------------|-----------------|
| 柏木 教育総務課長 | 隅田 教育部副部長 | 内田 教育部長 | 栢沼 教育長 | 市川 教育指導課長 | 石井 指導・相談担当課長 |
|--------------|--------------|------------|-----------|--------------|-----------------|

| | | | |
|----------------------|----------------------|------------|------------|
| 小学校長会 新玉小 長澤校長 | 中学校長会 白山中 西村校長 | 宮坂 指導主事 | 瀬戸 指導主事 |
|----------------------|----------------------|------------|------------|

受付

傍聴席(10名)

いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ

平成28年11月2日

いじめ防止対策協議会

| | | |
|----|---------------------|----|
| 1. | いじめの認知 | 1 |
| 2. | いじめ防止基本方針 | 2 |
| 3. | 学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有 | 4 |
| 4. | いじめの未然防止・早期発見 | 7 |
| 5. | いじめへの対処 | 10 |
| 6. | 重大事態への対応 | 12 |
| 7. | 法の理解増進等 | 14 |

いじめ防止対策協議会の設置について

いじめ防止対策協議会委員

平28年度いじめ防止対策協議会（全6回の次第）

いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ

平成28年11月2日

いじめ防止対策協議会

1. いじめの認知

| 現状・課題 | 対応の方向性 |
|--|---|
| <p>○いじめの認知件数に係る都道府県格差：約30倍 いじめの認知件数が0件の学校：全体の43.5% (平成26年度文部科学省「児童生徒の問題行動等 生徒指導上の諸問題に関する調査」。以下同じ。)</p> <p>○被害児童生徒がいじめ行為の存在を認識してい ない場合において、法の趣旨を踏まえた対応が なされていないケースがある。</p> <p>○いじめの定義の学校現場への浸透が不十分であ る。いじめの定義の広範さにより、個々の学校、 教職員において定義の解釈に差が生じている。</p> | <p>○いじめの定義の解釈の明確化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明らかに法のいじめに該当するが、いじめとし て扱われていないもの等の具体例を示す。 ・解釈上、いじめとして扱われていない「けんか」 の範囲については、限定的であることを具体例 を示しながら明確にする。 <p>○いじめの認知件数が低い都道府県等に対し、法 の定義に基づく認知が適切に行われているかにつ いて文部科学省が個別に確認・指導を行う。</p> |
| <p>○教職員にいじめを認知することの抵抗感がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抵抗感：いじめの認知件数が多いことはマイナ ス評価となる。 <p>○いじめへの対処に係る先入観から、いじめとし て認知しない傾向がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先入観：「いじめ」となった時点で、学校の対応 に多大な負担が生ずる。 | <p>○いじめの適切な認知のための取組の結果、実態 をより正確に反映して、その認知件数が増える ことは、肯定的に評価されることを関係者に対 して改めて周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者：地方公共団体の長・議会、教育委員会、 都道府県私立学校担当部局、学校の設 置者、学校の管理職、保護者等 <p>○いじめへの対処方法として、状況に応じて、見 守る(※)、「いじめ」という言葉を使わず指導 するなど、柔軟な対応が可能であることを示す。 ただし、いじめであるため、学校のいじめ対策 組織への情報共有は当然必要となる。</p> |

※軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が
謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を
再び築くことができた場合など

2. いじめ防止基本方針

| 現状・課題 | 対応の方向性 |
|---|---|
| <p>【学校】</p> <p>○学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）が教職員に周知されておらず、基本方針に基づく対応が徹底されていない。</p> <p>○学校基本方針の内容（いじめの定義、いじめ発生時の学校の対応、関係機関の連携等）が児童生徒、保護者、地域の関係団体等に周知されていない。</p> <p>○学校基本方針が策定されたまま、見直しが行われていない。</p> | <p>○学校基本方針の意義を再認識させながら、全教職員に方針に基づく対応を改めて確認させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応が可能となる。 ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒に学校生活を送る上で安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。 ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付ける。 <p>○いじめの発生状況、学校基本方針に基づく取組状況等を、学校評価の評価項目に位置付けるよう促す。学校基本方針において、いじめ対策の達成目標を設定し、年間を通してどのように取組（いじめの防止プログラム等）を実施するかを取組計画として定め、学校評価においては目標の達成状況を評価する。</p> <p>○学校基本方針を実効的なものにする取組を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校基本方針の策定・見直しの過程に児童生徒、保護者、関係機関等を確実に関わらせる仕組みを構築する。 ・学校基本方針を各学校のホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。 <p>○教育委員会等（教育委員会、学校法人、国立大学法人。以下同じ。）及び都道府県私立学校担当部局が、学校基本方針のPDCAサイクルが機能しているかについて点検を行う。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>【地方公共団体】</p> <p>○地方いじめ防止基本方針（以下「地方基本方針」という。）が策定されていない市区町村がある（策定は努力義務）。 ※都道府県の策定率は100%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村の地方基本方針の策定状況 <p>策定済：63.0%</p> <p>策定に向けて検討中：28.0%</p> <p>策定するかどうかを検討中：9.1%</p> <p>策定しない：0.0%（平成26年度問題行動等調査）</p> <p>○法においては、学校の設置者としての対応が定められており、市区町村教育委員会が当該対応について詳細を定め、管下の学校、児童生徒、保護者及び地域に示しておくことは必要である。</p> | <p>○文部科学省が、市区町村教育委員会に地方基本方針を策定する意義及び必要性を再認識させながら、策定を強く促す。</p> <p>○都道府県教育委員会が、策定に向けて検討している管下の市区町村（例：人的体制が不十分）を支援することにより、地方基本方針の策定を促進する。</p> |
|---|--|

3. 学校のいじめ対策組織・いじめの情報共有

| 現状・課題 | 対応の方向性 |
|--|--|
| <p>【学校のいじめ対策組織】</p> <p>○いじめ対策組織が、単なるいじめの情報共有の場となっており、いじめの問題に中核的に取り組む組織として十分に機能していないケースがある。</p> <p>○いじめ対策組織の存在及びその活動が、児童生徒、保護者等から十分に認識されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを受けた児童生徒を徹底的に守り通し事案を解決する相談・通報の窓口として認識されていない。 ・児童生徒等に認識されていないままでは、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りが実効的に行われない。 <p>○法においては、学校のいじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされ、国の基本方針においては「心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する」とされているが、そのような構成になっていない学校が多い。</p> <p>○いじめの未然防止、早期発見の実効化、教職員の資質や同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等も、学校のいじめ対策組織に参画していく必要があるが、それが十分になされていない。</p> | <p>○いじめ対策組織は、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うための組織であり、かつ、基本方針の見直し、校内研修等を企画する組織であることを改めて周知する。教育委員会等及び都道府県私立学校担当部局が、当該組織の活動状況を点検する。</p> <p>○生徒指導専任教員を中心とした組織的な指導体制の構築を支援する。</p> <p>○児童生徒及び保護者に対して、学校のいじめ対策組織の存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、朝礼の際にいじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で挨拶する等）を実施するよう教育委員会等が指導し、実施状況を確認する。</p> <p>○文部科学省、教育委員会等及び都道府県私立学校担当部局として、職能団体・関係機関との連携を強化することにより、いじめ対策組織への外部人材(弁護士、警察官経験者等)の参画を推進する。</p> <p>○学校のいじめ対策の企画立案等を学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を工夫・改善するよう促す。</p> |

【学校内の情報共有】

○担任教員がいじめを抱え込み、学校のいじめ対策組織に情報が共有されず、重大な結果を招いた事案が発生している。

○情報共有すべき事柄、情報共有の方法があらかじめ定められていない学校がある。

○組織的対応の意義を再度周知し、教職員の意識改革を促す。

- ・特定の教職員でいじめの問題を抱え込まず、組織的に対応することにより、複数の目による状況の評価、外部専門家を活用した支援等が可能となる。
- ・いじめの情報共有は責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的である。
- ・管理職として、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境作りに取り組む必要がある。

○教職員は、いじめの情報を学校の対策組織に報告・共有する義務があること（※）、学校がその方法についてルールを策定しておく必要があること等について、事例を示すこと等を通じて改めて周知徹底する。

○学校として、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処について、基本方針（マニュアル等）で定めて周知しておくこと等、情報共有の在り方について改めて示す。

- ・各教職員がいじめの対応に係る記録を残し、学校の対策組織に共有する。学校は報告すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確化しておく。
- ・いわゆる「ヒヤリ・ハットレポート」のように、重大な結果を招くおそれのある事例を共有し、当該事例に対処した経験を組織に蓄積する取組を促す。
- ・例えば、各学校において、いじめに関わった個々の児童生徒ごとに、いじめに係る状況を記録し、情報を学校の対策組織において共有する。

※教職員がいじめの情報共有を怠り、地方公務員法上の懲戒処分を受けた事例もある。

| | |
|--|---|
| <p>○教職員の日常業務は膨大であり、いじめ対策組織への報告や、参集して対応を検討する余裕がない。</p> | <p>○教職員定数の改善による生徒指導専任教員の配置や、部活動休養日の設定、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担軽減を推進する。</p> <p>○児童生徒からの相談や訴えに正面から向き合い、いじめの被害児童生徒を守り通すため、教職員の日常業務の優先順位において、自殺予防、いじめへの対応を最優先の事項に位置付けるよう促す。</p> <p>○学校評価、教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみではなく、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促す。</p> |
| <p>【学校から教育委員会等に対する報告】</p> <p>○学校から教育委員会等に対するいじめの報告が適切に行われていないケースがある。</p> <p>○学校として全てのいじめについて、発生後、即時に教育委員会等に対して報告することは困難である。</p> <p>○いじめが学校において発生していることが教育委員会によりマイナス評価されるという先入観が、学校にはある。</p> | <p>○教育委員会等に対する報告の方法について、効率的な例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの報告について、例えば「即時に解消したいじめ」、「軽微ないじめ」、「暴力を伴うなど被害が大きないじめ」等、状況に応じた効率的な報告の方法を例示する。 ・教育委員会等は報告すべき情報（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確化しておく。 <p>○教育委員会等として、積極的に学校を訪問して状況を確認するとともに、教育委員会等に報告することによるメリット（外部専門家による支援、警察等関係機関との連携、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の派遣）を具体的に示しながら対応を促す。</p> <p>○学校の支援を行う教育委員会の体制強化のため、指導主事の配置促進に向けた支援を行う。</p> <p>○いじめの適切な認知のための取組の結果、実態をより正確に反映して、その認知件数が増えることは、肯定的に評価されることを、改めて学校の管理職等に対して周知徹底する。</p> |

4. いじめの未然防止・早期発見

| 現状・課題 | 対応の方向性 |
|---|--|
| <p>【未然防止】</p> <p>○道徳教育や体験活動、人権教育によるいじめの未然防止に係る対策に加え、加害行為抑止に向けた新たな取組が必要である。</p> <p>○性同一性障害や性的指向・性自認に関する理解不足から発生するいじめの未然防止に向けた対応が必要である。</p> | <p>○道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童生徒に理解させる。その際に、具体的な事例をもとに児童生徒にいじめの問題を考えさせるなど、実践的な取組を行う。</p> <p>○弁護士等による法教育により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと、 ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等について、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを児童生徒に対して教える取組を推進する。 <p>○就学前の段階から機会を捉えて、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるようになるよう、取組を促す。</p> <p>○体験活動について、望ましい人間関係の形成等の高い教育効果が期待される、長期宿泊体験活動、異学年交流等の取組を推進する。</p> <p>○人権教育について、人権尊重の意識を高める教育の推進のため、各地域の人権擁護機関等との連携を推進する。</p> <p>○性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。</p> |

【早期発見】

○児童生徒（本人を除く）からの情報によるいじめの発見が少ない。

いじめの認知件数全体の3.3%
（平成26年度問題行動等調査）

○児童生徒によるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の相談員、学校以外の相談機関に対する相談が極めて少ない。

スクールカウンセラー等：3.1%
学校以外の相談機関：0.9%
（平成26年度問題行動等調査）

○児童生徒が主体的に参画し、いじめの防止に向けた方策を議論し、実行する取組を推進する。

（児童生徒に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめが把握される例が多いことから、児童生徒の協力を得ることは不可欠。）

○児童生徒が必要とする時に相談できる体制を整備するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充するとともに、常勤化に向けた検討を行う。

○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの人材確保及び資質向上の取組を推進する。

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター等が、児童生徒から活用されるよう、自らの取組を積極的に周知する（学校への訪問、見学会の実施等）。

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、学校のいじめ対策組織の構成員となっている場合は、自らその一員であることを児童生徒、保護者等に積極的に伝える取組を行う。

○相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例（プロセス）を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組を行う。

○アンケート調査はほぼ全ての学校において実施されているが、実施後における結果の評価、個別面談等の対応が行われていないケースがある。

○児童生徒からの情報が得られやすいアンケートの様式・方法、個人面談の運用について好事例を周知する。

・児童生徒の目線に立ったアンケート調査の方法（状況に応じた記名式・無記名式の選択、記入しやすい環境の整備等）を採用する。

○学校基本方針においてアンケート調査の実施や結果を踏まえた組織的な検証及び対処方法について定め、迅速な対応を徹底する。アンケートや個人面談の実施状況を教育委員会等及び都道府県私立学校担当部局が点検を行う。

・アンケート調査等において、児童生徒がSOSや情報を出せば、必ず学校が対応することを徹底する。

○児童生徒の自己肯定感、疎外感等を測定するための学級満足度調査、心理検査等のアセスメントツールの活用など、多様ないじめの早期発見に係る取組を推進する。

5. いじめへの対処

| 現状・課題 | 対応の方向性 |
|---|---|
| <p>○いじめへの対応において保護者との信頼関係を築くことができず、被害者への支援や加害者への指導等の対応が円滑に進まないケースがある。</p> <p>○いじめの事実認定の際、加害者が否認するなどして膠着状態となるケースがある。</p> | <p>○いじめの対処について、学校のいじめ対策組織の対処の在り方とともに、その好手法を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実確認と並行して、第一に被害者をいじめから救済し、保護者を安心させる。 ・いじめの被害者に常時付き添い・見守る者(学校ボランティア、スクールサポーター等)を付ける。 ・対処方針について被害者及びその保護者に事前に説明した上で、実行に移す。 ・被害者が傷ついていること等を加害者に認識させ、十分な反省を促すとともに、その保護者にもいじめの事実を正確に説明し、保護者も学校と協力して加害者を指導するよう促す。 ・学校の対応について記録を詳細に残し、保護者への情報提供を丁寧に行う。 ・学校のいじめ対策組織の弁護士等が、事実認定や保護者への説明を行う。 ・教育委員会等が設置する専門家チームを、学校に派遣して支援する。 |
| <p>○いじめが解消に至っていないにも関わらず、謝罪をもって解消とし、支援や見守りを終了するケースがある。</p> <p>○いじめの認知件数の約9割が「解消している」とされ、「一定の解消が図られたが継続支援中」(9.1%)及び「解消に向けて取組中」(1.9%)が少数となっている。(平成26年度問題行動等調査)</p> | <p>○学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有することを改めて示す。いじめの「解消」の定義を明確化し、学校は、いじめが解消に至るまで被害者への支援を継続すること等を徹底する。</p> |
| <p>○いじめの加害者に対する出席停止措置はほとんど行われておらず、必要な場合であっても教育委員会が躊躇するケースが生じている。</p> | <p>○教育委員会に対して、出席停止措置の手順、出席停止中の加害者に対する支援を含む留意事項等を示し、必要な場合に出席停止措置を適切にとることができるよう支援を行う。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>○インターネットによるいじめへの対処について、学校及び教育委員会等が十分に対応できていないケースがある。</p> <p>○外からは見えないSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）におけるいじめへの対応は、ネットパトロール等の従来の対策では対応できない。</p> | <p>○法務局、警察との連携やネットパトロールの活用等により、学校がインターネットによるいじめに対応した事例（インターネット上の加害情報の迅速な削除等）を示しながら、学校及び教育委員会等の対応力の向上を図る。</p> <p>○情報モラル教育の充実を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たり、被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。 ・いじめの具体的事例を示しながら、いじめの行為が刑法上の名誉毀損罪、侮辱罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させる等の取組を推進する。 <p>○インターネットによるいじめに関して、関係省庁、地方自治体、事業者等の協力を得るなどして、児童生徒からの相談を専門的に受け付ける仕組みの普及を推進する。</p> |
|---|--|

6. 重大事態への対応

| 現状・課題 | 対応の方向性 |
|---|--|
| <p>○法第28条第1項第1号の重大事態（以下「1号重大事態」という。）の定義が不明確であり、重大事態として扱われないケースがある。</p> | <p>○本来1号重大事態として扱うべきものであるが判断が分かれているような事例等、具体的な重大事態の事例を複数示すことを通じて、1号重大事態の範囲の明確化を図る。</p> |
| <p>○国公立学校を通じて、いじめの被害者やその保護者が重大事態であると申し立てたにも関わらず、直ちに重大事態として扱わないケースがある。</p> | <p>○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たることを徹底させるため、改めて留意点として明確に示す。</p> |
| <p>○重大事態発生前に第三者調査委員会が設置されておらず、調査開始が遅れたり、委員の人選に関する被害者・加害者との調整が困難となるケースがある。</p> | <p>○あらかじめ教育委員会等に第三者調査委員会を設置させるべく、その必要性及びメリットを示しながら対応を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策連絡協議会等を通じ、教育委員会等と弁護士会等の関係団体との連携を確保する。 |
| <p>○重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及びその保護者に提供されないケースがある。</p> | <p>○重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者調査委員会の人選、調査期間、調査方法（アンケート調査の様式等）、調査結果の情報提供等に関する被害者側・加害者側への説明 ・被害者側への説明責任と個人情報保護の観点を踏まえた情報の取扱いの在り方 ・調査対象となる児童生徒への調査結果の開示に関する事前説明 ・調査結果を踏まえた指導 ・調査結果の公表 |

○重大事態の調査結果に対する再調査について、どのような場合に再調査が行われるべきかが明確になっていないため、地方公共団体の長による（調査を実施する又は調査を実施しない）判断が適切に行われていない。

○地方公共団体の長による再調査は、

- ・当初の調査における委員の人選が公平性を欠くとき
- ・当初の調査において、関係者間で調査を行うと合意していた事実関係が調査されていないなど、調査事項に不備があるとき
- ・当該事案における学校の対応について調査が十分に行われていないとき

等の場合には行う必要がある旨を示す。

○教育委員会等は、重大事態の調査結果を踏まえて、いじめの被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、その所見をまとめた文書の提供を受け、地方公共団体の長等に対する調査結果の報告に添えることについて、事前に被害児童生徒又は保護者に説明するとともに、その旨を改めて周知する。

7. 法の理解増進等

| 現状・課題 | 対応の方向性 |
|--|---|
| <p>【保護者及び地域に対する周知】</p> <p>○いじめ防止対策推進法に基づく対応について、保護者の理解が不十分であるため、学校の対応が円滑に進まず、また、保護者からの協力が得られないケースがある。</p> <p>・学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。: 33. 1% (平成26年度問題行動等調査)</p> <p>○いじめ防止対策推進法に基づく対応について、地域の理解が不十分であるため、地域と連携した取組が進みにくい。</p> <p>・学校におけるいじめの問題に対する日常の取組 いじめの問題に対し、地域の関係機関と連携協力した対応を図った。: 22. 9% (平成26年度問題行動等調査)</p> | <p>○P T Aの全国組織の協力を得ながら、研修会、説明会等を通じて、全てのP T A関係団体に対して、法の趣旨、法に基づく対応について周知を図る。</p> <p>○学校評議員、学校運営協議会及び学校支援地域本部が設置されている場合には、学校は必ず当該学校のにじめに係る状況及び対策を報告・議論するようにするなど、教育委員会等及び学校として、いじめ問題に対する地域との連携を促進する。学校がこれらの仕組みを設けていない場合には、民生委員や町内会等の地域の関係団体等に働きかけながら、地域との連携を進める。</p> <p>○地域の関係機関等との連携を確保するため、いじめ問題対策連絡協議会の設置を促す。</p> |
| <p>【教職員に対する周知】</p> <p>○いじめ防止対策推進法の内容を十分に理解しないまま教職員として採用される者や、日常業務により多忙であるため、法律やいじめ防止等の対策の内容を学ぶ機会がない者が存在する。</p> | <p>○全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するよう、教員養成課程、免許更新講習や、校内研修を始めとする教員研修等において、計画的に法の内容が位置付けられるよう、その方策を検討する。</p> |
| <p>【国立及び私立の学校への支援】</p> <p>○国立及び私立の学校については、学校数が限られるため対応実績の蓄積が不足している場合もあるなど、いじめの問題への対応が不十分であるケースがある。</p> | <p>○教育委員会からのスクールカウンセラーの派遣、外部専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、国立の学校・都道府県私立学校担当部局と教育委員会との連携を促す。</p> |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・国立及び私立の学校と地域の関係機関等との連携を確保するため、設置者及び都道府県私立学校担当部局による、都道府県の「いじめ問題対策連絡協議会」への参画を促す。 |
| <p>【高等専門学校、専修学校等におけるいじめ防止等の対策】</p> <p>○小学校、中学校、高等学校等と同様に、高等専門学校、専修学校等においてもいじめは発生するものであるため、これらの学校種においてもいじめの対策が講じられるよう、支援が必要である。</p> | <p>○文部科学省として、いじめの問題に関する行政説明や研修を通じて、高等専門学校、専修学校等の関係者（学校の教職員、設置者、都道府県私立専修学校担当部局等）に対して、法の趣旨、法に基づく対応の周知をより一層徹底する。</p> <p>○高等専門学校、専修学校等が、教育委員会からのスクールカウンセラーの派遣、外部専門家・関係機関の紹介や、研修機会の提供等の支援が受けられるよう、教育委員会との連携を促す。</p> |
| <p>【学校評価】</p> <p>○学校評価において、いじめ防止対策推進法に基づく学校の対応状況が必ずしも評価されていない。</p> | <p>（再掲）</p> <p>○いじめの発生状況、学校基本方針に基づく取組状況等を、学校評価の評価項目に位置付けるよう促す。</p> |
| <p>【いじめ事案に関する調査研究】</p> <p>○自殺をはじめとする重大な事案については、専門的な調査研究が実施され、再発防止策につなげる仕組みが必要である。</p> | <p>○具体のいじめの重大事態について、各地方公共団体が実施した第三者調査の報告書のデータベース化、分析、研究、再発防止策の提案等が、研究機関等において実施される仕組みの構築を検討する。</p> |

いじめ防止対策協議会の設置について

平成28年6月22日
初等中等教育局長決定

1 趣旨

本協議会は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）に基づき、学校関係者や各種職能団体等の関係団体から有識者の参画を得て、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証を的確に行うとともに、いじめの問題等に関して、関係者間の連携強化を図り、より実効的な対策を講じるため、設置するものである。

2 検討事項

- (1) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証について
- (2) いじめの問題に取り組む関係者間の連携強化について
- (3) いじめの問題を含めた生徒指導上の諸問題に関するより実効的な対策の在り方について

3 実施方法

- (1) 別紙の有識者等の協力を得て検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。
- (3) 協議会の円滑な実施に影響が生じるものとして本協議会において非公開とすることが適当であると認める案件を検討する場合を除き、原則として公開するものとする。

4 実施期間

平成28年6月22日から平成29年3月31日までとする。

5 その他

この協議会に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

いじめ防止対策協議会委員

(50音順)

- 相上 興信 全国市町村教育委員会連合会事務局長、元川口市教育委員会教育長
- 愛沢 隆一 公益社団法人日本社会福祉士会副会長
- 新井 肇 兵庫教育大学大学院教授
- 石鍋 浩 港区立御成門中学校長、全日本中学校長会生徒指導部長
- 高田 晃 宇部フロンティア大学人間社会学部長、同大学人間科学研究科長、一般社団法人日本臨床心理士会理事・教育領域委員会委員長
- 實吉 幹夫 東京女子学園中学高等学校理事長・校長、日本私立中学高等学校連合会常任理事
- 水地 啓子 日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事
- 種村 明頼 新宿区立西戸山小学校長、全国連合小学校長会調査研究部長
- 田村 綾子 聖学院大学人間福祉学部人間福祉学科教授、障害学生支援室（オリーブデスク）室長、公益社団法人日本精神保健福祉士協会副会長
- 東川 勝哉 公益社団法人日本PTA全国協議会専務理事、長崎県PTA連合会会長
- 廣瀬 渉 山形県教育委員会教育長
- 道永 麻里 公益社団法人日本医師会常任理事
- 村田 進 埼玉県立和光高等学校長、全国高等学校長協会生徒指導委員長
- 森田 洋司 鳴門教育大学特任教授、大阪市立大学名誉教授、大阪樟蔭女子大学名誉教授・元学長
- 横山 巖 日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事

平成28年度 いじめ防止対策協議会

第1回 6月30日(木) 15:00~17:00

- ①いじめ防止対策推進法の施行状況について
- ②いじめの定義の解釈について

第2回 8月22日(月) 15:00~17:00

- ①いじめ問題に対する組織的対応について(総論)
- ②いじめ防止基本方針の浸透状況について
- ③学校組織内の情報共有、学校から設置者への報告について

第3回 9月 6日(火) 13:30~16:30

- ①いじめの未然防止・早期発見について
- (以下は、協議時間の関係で第4回に先送り)
- ②いじめ事案への対応における課題について(保護者との情報共有等)
 - ③重大事態への対応について

第4回 9月30日(金) 15:00~18:00

- ①いじめ事案への対応における課題について(保護者との情報共有等)
- ②重大事態への対応について

第5回 10月12日(水) 10:00~13:00

- ①第1回~第4回までの議論を踏まえた総括協議
- ②いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論の取りまとめ素案について

第6回 10月24日(月) 10:00~13:00

いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論の取りまとめ

専門的見地からのいじめ防止対策について

いじめ防止対策には、いじめにかかる諸分野での専門的な取組状況を共有し、いじめ防止対策の視野を拡げていくことが重要だと考えられます。このことから、各委員の専門的見地から、いじめ防止対策や不登校対策等に対する意見や課題、情報の提供を行い、今後のいじめ防止対策を整理し学校現場や関係諸団体に情報提供します。

〈各委員から概ね20分程度〉

○学識経験者 嶋崎 政男 委員長

テーマ：いじめ防止対策推進法の見直し

資料：「いじめ防止対策推進法」の通信「評定」

○精神科医 南 達哉 委員

テーマ：精神科受診の方法やきっかけづくり等について

資料：なし

○弁護士 田代 宰 委員

テーマ：いじめ、子どもの問題に関する弁護士の活動について

資料：チラシ・資料①～⑥

○臨床心理士 小倉 直子 委員

テーマ：就学前の子どもの社会性の育ちとそれに関係する取組について ほか

資料：小田原市における「調査会」の役割について

○社会福祉士 芦田 正博 委員

テーマ：1 「いじめゼロ」は目指さない 2 いじめ防止法の活用を 3 いじめ防止は大人・社会の責任

資料：なし

「いじめ防止対策推進法」の通信簿「評定」

28.9.27 (嶋崎)

- 第1条 A 目的
- 第2条 **C** 定義：「攻撃」から「行為」への変更が理解されていない（研修会参加者の1割）
- 第3条 B 基本理念：「家庭」の位置、「保護者」（定義あり）への変更
- 第4条 B 禁止：訓示規定に加え、「刑罰法規に触れる場合は罰則を科す」を追記
- 第5条 A 国の責務
- 第6条 A 地方公共団体の責務
- 第7条 A 学校の設置者の責務
- 第8条 B 学校・教職員の責務：「児童相談所」を「関係諸機関」に変更 *「児相が子供を殺す」
- 第9条 **C** 保護者の責務等：第1・3項は努力義務から義務へ *家庭教育の重要性
 第2項に「学校と協力して」を挿入
 第4項の見直し *学校不信感を助長
- 第10条 A 財政上の措置等
- 第11条 A 国の基本方針
- 第12条 A 地方の基本方針
- 第13条 A 学校の基本方針
- 第14条 B いじめ問題対策連絡協議会：任意設置を努力義務に *成果を上げている
- 第15条 B 学校におけるいじめの防止：「体験活動」を「特別活動」に
- 第16条 B 早期発見のための措置：第3項「相談体制」の定義が不明確
- 第17条 A 関係機関等との連携
- 第18条 **C** 人材確保・資質の向上：条文は良いが、実際には研修の充実等不備 *周期説
- 第19条 A インターネットでのいじめ対策の推進
- 第20条 A 調査研究の推進
- 第21条 A 啓発活動
- 第22条 B 学校における組織：予算・人材・時間の確保の面から困難がある
- 第23条 **C** 措置：「いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報」が意味不明
 第5項「保護者間で争いが起きることのないよう」を具体的に、困難性
- 第24条 A 学校の設置者による措置
- 第25条 A 懲戒
- 第26条 A 出席停止制度の適切な運用
- 第27条 A 学校相互間の連携協力体制
- 第28条 **C** 重大事態への対処：「認める」主体を設置者とする *重大事態認定の忌避傾向
 保護者等への情報提供と個人情報との関連での悩み
- 第29条 ・ 国立大学附属校の重大事態への対処
- 第30条 ・ 公立学校の重大事態への対処
- 第31条 ・ 私立学校の重大事態への対処
- 第32条 ・ 学校設置会社設置校の重大事態への対処
- 第33条 ・ 重大事態への対処に関する文部科学大臣等の指導助言
- 第34条 B 学校評価の留意事項：より直截的表現の方が分かりやすい
- 第35条 A 高等専門学校における措置

1. 「定義」から様々な問題が生じています：いじめ利得・いじめ冤罪

①一定の人的関係のある②児童生徒が、③心理的物理的な影響を行う行為を行い、④当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている。これが「いじめの定義」です。いじめの範囲を被害児童等の主観的判断に依拠しているのです。ここに「冤罪」が生まれます。

昇降口で「さよなら」と声をかけられた女兒が、聞こえなかったため返答しなかったことから「いじめの加害者」として、「さよなら」と挨拶した女兒の母親から執拗に「いじめへの謝罪」を求められた事案があります。

周囲の子の言動に非常に敏感な子が、励ましの言葉を「ひやかし」と受け取ったり、机上の筆箱の位置を常に一定に保つこだわりの強い子が、友人が机にぶつかり、筆箱の位置がズレたことをいじめと訴えたケースもあります。自己愛の強い子が注意をうけたことで「心の痛み」を主張することもあります。加害意識がなくとも「いじめ」に該当するケースの増加が懸念されます。

2. 「冤罪」をどう防ぎますか。

文化祭のクラステーマを決める折、自らの提案が通らなかった女子高校生（A子）が決定案を提案したB子に罵詈雑言を浴びせました。これを数人の級友が止めに入ったのですが、これが「いじめ」だとA子及び保護者はB子を「いじめの首謀者」として、処分を要求しています。

3. いじめ問題を大人の手から取り戻しましょう。

保護者クレーム問題で最近激増したのが「いじめ」を冠した訴えです。「いじめられた」を錦の御旗に、「欠席日数を減らせ」「成績を上げろ」「転校（制服）費用を負担せよ」「相手と同じ目に合わせよ」等の要求が寄せられます。直接相手の家庭に出向いて暗に「慰謝料」を要求することもあります。いじめを原因にして子供を登校させず、執拗に教師を攻撃することもあり、多くの教師が疲弊しています。

校内暴力混在期と社会問題期が重複する時に出された「児童生徒の問題行動に関する検討会議緊急提言～いじめの問題の解決のためのアピール」（1985.6）には次のような基本認識が述べられています。「児童生徒は、友人関係や集団生活の中で成長発達するものであり、友人間の問題の克服も、本来『子どもの世界』に託すべき部分が多い。しかしながら、今日の児童生徒間におけるいじめが極めて深刻な状況にあることにかんがみ、『子どもの世界』にあえて手をさしのべ（略）。本来「子どもに託す」ことだが、「あえて手をさしのべ」ようとの認識です。

「子どもに託す」レベルははるかに超えています。保護者クレームに象徴されるように、「児童生徒がいじめと真摯に向き合う」前に、大人が口をはさみすぎではないでしょうか。学校には教育活動を通じた解決策が求められます。特別活動の重要性を見直したいものです。

4. 必要なお金はかけるべきではありませんか

条文では学校外の関係者をメンバーに加えるよう規定されています。「常設」を想定した組織にあって、人材確保の困難さと共に予算の裏付けのない施策では成果を期待できません。

組織対応には、組織運営のマネジメントを担うリーダー役と、目標に向かって自らの役割を果たすメンバーが必要です。「チーム学校」構想が進められていますが、その成否は校長のリーダーシップと調整・推進役のコーディネーター力にかかっています。

「心理主義」に偏った対応策が功を奏していないことは明らかです。福祉、医療、司法等の専門家との連携協働を強める必要があります。このためには、アウトリーチ（訪問支援）に強いコーディネーターの専門家の養成と、すでにその力を有する教職員の配置が喫緊の課題です。

法施行から3年が経ちます。そろそろ「魂」をしっかりと入れて欲しいと思います。

いじめ、子どもの問題に関する弁護士活動

1 個別的な依頼

- (1) 学校交渉
- (2) 裁判（対学校（市町村・県）、対加害生徒）

3 神奈川県弁護士会としての活動

(1) 子どもの権利委員会

- ・付添人拡充部会…少年事件の付添人
- ・子どもの福祉部会…主に虐待問題
- ・学校部会…主にいじめ、不登校など
- ・その他チーム…例えば、子どもの日記念行事チーム ※資料①

(2) 弁護士会の相談

- ・子どもの人権相談（火曜日 13:15～16:15 予約 TEL：045-211-7700）
 - ・子どもお悩みダイヤル（平日 TEL：045-211-7703）
- ※資料②、資料③

4 県市町村の第三者委員会

5 いじめ予防授業

※資料④、資料⑤

6 他の弁護士会での活動

→スクールロイヤー（SL） ※資料⑥

平成27年度横浜弁護士会子どもの日記念行事

弁護士による

子どもお悩みダイヤル開設記念講演会

『子どものSOSを受け止める』

～子どもに選ばれる大人になるために～

平成27年6月13日（土）

13時30分～15時30分（13時開場）

会場 横浜弁護士会館5階大会議室（入場無料）

主催：横浜弁護士会 共催：日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会

■講演会 講師 西野博之さん



いま、子どもたちの悲惨な事件が続いています。

なぜ子どもたちのSOSは私たち大人に届かなかったのでしょうか。私たちが子どもたちのSOSを受け止めるためには、どうしたことを心がければよいのでしょうか。

そうしたことを考えるために、長年、チャイルドライン、フリースペースなどの活動を通じて子どもの声に耳を傾けてきた講師に、その経験を踏まえたお話をうかがいます。

《講師略歴》

NPO 法人フリースペースたまりば理事長、川崎市子ども夢パーク所長・フリースペースえん代表、かわさきチャイルドライン代表等。精神保健福祉士。

1986年より不登校児童・生徒や高校中退した若者の居場所づくりにかかわり、1991年、川崎市高津区にフリースペースたまりばを開設。不登校児童・生徒やひきこもり傾向にある若者たち、さまざまな障がいのあるひとたちとともに地域で育ちあう場を続けている。

■「弁護士による子どもお悩みダイヤル」開設のお知らせ（終了後10分程度）

<同時開催>子どもの日記念行事『子ども電話相談』

横浜弁護士会の弁護士が、子どもと、子どもの周りの大人からの30分程度の電話相談に応じます（無料。予約不要）。

相談時間 13:00～16:00

電話番号 045-681-1940

子どもの人権相談

いじめ 不登校 停学・退学
児童虐待 非行 学校事故 犯罪被害 等

一人で悩まずに

弁護士に相談してみませんか



まずは電話で
ご予約を

<無料面接相談・無料電話相談>

045-211-7700

<相談日時> 毎週木曜日 午後1時15分～午後4時15分

<予約受付> 月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時00分

※面接相談は1コマ45分以内、電話相談と面接相談では面接相談を優先させていただきます。



なお、お子さんが警察に逮捕されてしまった場合、悪いことをしたと疑われて児童相談所に一時保護されてしまった場合には「当番弁護士」をご利用ください。弁護士が1回に限り、無料でお子さんと速やかに面会し、必要な助言を行います。

当番弁護士のお申し込みは **045-212-0010**

(神奈川県弁護士会刑事弁護センター) まで

(平日午前9時から午後5時までは職員の直接対応、それ以外の時間帯は留守番電話での受付となります。)



神奈川県弁護士会法律相談センター

TEL: 045-211-7700 横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館1F
<http://www.kanaben.or.jp>



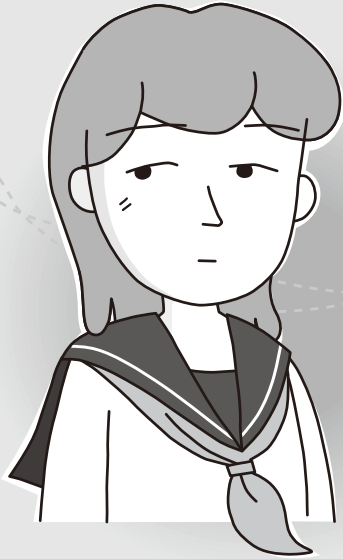
こまったとき

ぎゃくたい
虐待を
されています

おうちにいたく いじめにあっています
ありません

がっこう
学校に
いきたくありません

おとな いや
大人に嫌な
ことをされています



どこに相談して いいかわからないとき

せんせい はなし き
先生が話を聞いて
くれない

とう かあ
お父さんお母さんには
はな
話せない

けいさつ
警察によばれているんだけど
どうしよう

そんなときは べんごし そうだん 弁護士に相談しよう。

- ① めんせつそうだん
面接相談は
まずはでんわ よやく
電話で予約
045-211-7700

・予約受付 月曜日から金曜日
午前9時30分～午後5時

子どものみんなからの
そうだん う つ
相談も受け付けて
いるよ

- ② でんわ そうだん
電話で相談したり、
べんごし そうだん
弁護士に会って相談する
いずれもおひりょう
無料です

・相談日 毎週木曜日
いずれも午後1時15分から
午後4時15分(相談終了時間)



かながわけんべんごしかい ほうりつそうだん
神奈川県弁護士会法律相談センター

どんな相談ができるのかは、神奈川県弁護士会ホームページの「こどもページ」
<http://www.kanaben.or.jp/child/> にアクセスしてね。



子どもの人権に関する無料電話法律相談

べんごし
弁護士による

かながわけんべんごしかい
神奈川県弁護士会

子どもお悩みダイヤル

でんわそうだん ふんむりょう
電話相談20分無料

べんごし 弁護士による子どもお悩みダイヤルは、
みせいねん こさま かぞく たいしょう 未成年のお子様とそのご家族を対象とした20分間無料の電話法律相談です。



- がっこう 学校でいじめられる
- がっこう い 学校に行きたくない
- おとな 大人にイヤなことをされる
- けいさつ よ 警察に呼ばれている

- せんせい そうだん 先生に相談したら、またいじめられるかも・・・
- おとな はなし き 大人が話を聞いてくれない
- おや そうだん こんなこと親に相談できない



そんなときは！！

子どもお悩みダイヤルへ！



ひとりで悩まず、弁護士に電話（無料）で相談してみよう！

受付TEL **045-211-7703**

うけつけじかん 受付時間：平日 午前9時30分～正午、午後1時～午後4時30分

うけつけご 受付後、翌日（土日祝日を除く）までに弁護士からご連絡します。

●お問い合わせ先



神奈川県弁護士会

〒231-0021

神奈川県横浜市中区日本大通9
TEL 045-211-7715

●神奈川県弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

ご利用方法は裏面をご覧ください

べんごし
弁護士による

子どもお悩みダイヤル ご利用方法



①まずはここに電話をしてね！
TEL 045-211-7703



②相談の受付をするよ！
神奈川県弁護士会の事務局が
お名前や電話番号をお聞きします



③弁護士があなたに電話をするよ！
担当の弁護士が翌日（土日祝除く）までに
ご相談者にお電話します



④あなたの悩みを話してみてね！
無料で20分程度の電話相談ができます



- いじめや不登校などの学校問題、児童虐待、非行、犯罪被害など、子ども（未成年）の人権に関わるさまざまな相談を受け付けています。
- 無料の電話相談後、継続相談をご希望の場合には、担当弁護士にご相談ください。
- 当初から面談相談をご希望の場合は、神奈川県弁護士会法律相談センターにて「子どもの人権相談」をご利用ください。（毎週木曜日午後1時15分～午後4時15分、相談時間45分以内、無料）。予約電話番号 045-211-7700

中学生向け

弁護士が行う

神 奈 川
版

いじめ 予防授業

平成〇年△月□日(◇) 日直



私たち弁護士がいじめ問題に関与する際に切に想うこと、それは「事前に食い止められなかったか。」という想いです。

その想いを形にすべく、弁護士が学校に行き、いじめの予防を目的とした出前授業を行うという取り組みが始まり、当神奈川県弁護士会でも実施しております。

神奈川県で実際にあったいじめ自殺事案を題材として、グループワークに取り組み、いじめについて学んでもらう授業となっています。

平成27年度では6校で実施致しました。平成28年度においても、いじめ予防授業を実施させていただける中学校を募集致します。

【募集期間】平成28年12月1日～平成29年3月31日

【募集学校数】4～6校

【時間】45～50分

【実施日】申し込み後2カ月程度の日程で調整します。

【授業形式】グループワークがあるため、クラス単位で、各教室で行います。

【費用】応相談（目安として弁護士1名につき1時間1万円程度）

【留意事項】・応募いただいても授業者の手配等の調整が整わず、実施できない場合があります。何卒ご了承ください。

・配布物の印刷、アンケート用紙の郵送等ご協力頂くことがあります。

【実施までの流れ】

申込 → 実施校決定・連絡 → 事前打ち合わせ → 実施

【応募方法】上記募集期間中に、裏面のお申し込み用紙を記入の上、神奈川県弁護士会までFAX（045-662-2277）をお願い致します。

【お問い合わせ先】

神奈川県弁護士会 ☎045-211-7715

いじめ予防授業申込用紙

神奈川県弁護士会

法律相談課 刑事少年係 宛 (FAX: 045-662-2277)

記入日 平成 年 月 日

| | |
|--------------------------|------------------------|
| ①学校名 | |
| ②所在地 | 〒 |
| ③電話番号 | |
| ④FAX番号 | |
| ⑤担当教員名 | |
| ⑥生徒数・学年 | 名 (クラス) ・ 年生 |
| ⑦希望日時 ※複数日をご記入 下さい | ※申込日の2ヶ月後以降の日にしてください |
| 備考 | ※進行に関し、特記事項がある場合ご記入下さい |

【お問い合わせ先】

神奈川県弁護士会 ☎045-211-7715

平成28年度 南毛利中学校区小中交流会

『夏季合同研修会』

- 1 目的
 - ・児童・生徒の学力向上および規範意識の向上に向けて、9年間を見通した指導の一貫性や系統性を図る。
 - ・児童生徒の学校生活・校外生活等に焦点を当て、情報交換および意見交換を行うことで、教職員の児童生徒理解や指導方法改善意欲を高める。
 - ・講演等の合同研修会により、よりよい連携の手立てとする。
- 2 本年度のテーマ 「望ましい学習・生活態度について」
～小中共通して指導できること～
- 3 主催 南毛利中学校・南毛利小学校・戸室小学校
- 4 日時 平成28年8月23日（火） 9：00～11：00
- 5 場所 南毛利学習支援センター

講演会

「いじめの授業の研究」

弁護士法人 前島綜合法律事務所

弁護士 田代 幸 氏

神奈川県弁護士会 登録

子どもの権利委員会、法教育委員会所属

- 6 参加者 南毛利小学校・戸室小学校・南毛利中学校職員
- 7 日程及び内容

| | |
|-----|----------------|
| 集 合 | 9：00 |
| 講演会 | 9：15～11：00 |
| | 開会のことば |
| | 講師紹介 |
| | いじめの授業（50分） |
| | グループ討議・発表（30分） |
| | 質疑・応答（10分） |
| | 謝辞 |
| | 閉会のことば |
- 8 その他 支援センターの駐車場は利用できません。お車でお越しの際は、南毛利小学校の中庭に駐車し、渡り廊下を通して支援センターにお入りください。なお、駐車スペースには限りがありますので、できるだけお乗り合わせの上ご参加ください。

平成 28 年 8 月 24 日

日弁連子どもの権利委員会夏季合宿 第3企画

「大阪府教育委員会におけるスクールロイヤー制度の現状」

大阪弁護士会子どもの権利委員会学校部会

弁護士 渡邊 徹 (大阪)

第1 制度概要

1 沿革・根拠

H23 年秋～ SL 制度が実験的にスタート

H25.4.1～ ワーキング委員会発足 (正式に SL 制度活用)

「いじめ対策支援事業費」における専門家の活用に関する要項

2 内容

スクールロイヤー； 学校の教育活動に深い見識を持ち、学校における相談、援助活動の経験のある弁護士で、弁護士会の推薦を受けた者 (要項第2条1号)

→現在9名 (SL7名, SLSV2名)

7地区 (豊能, 三島, 北河内, 中河内, 南河内, 泉北, 泉南) をそれぞれ担当

※大阪市, 堺市はそれぞれ市教委の SL が担当

活動内容；いじめ事案等の早期解決を図るため、関係機関と連携した支援やその予防に向けた助言等を行う (要項第3条)

※ただし、活動自体はいじめ事案に限られていない。

説明責任を
果たすこと

大阪府教育庁市町村教育室小中学校課生徒指導グループ (旧大阪府教育委員会小中学校課生徒指導グループ) が主幹

第2 運用 (実践例)

1 スクールロイヤーの選任方法

→子どもの権利委員会学校部会で選任し、形式的には大阪弁護士会から推薦

2 報酬基準

→1回の相談あたり1万円 (要項に基づく) ※1時間以内

3 相談件数

年間100件前後 (大阪府教育庁担当者による)

4 相談内容

→学校，教育委員会から，

- ・いじめ
- ・少年非行，暴力行為
- ・保護者対応
- ・虐待
- ・不登校
- ・部活動，地域との関係，費用未納 等多岐にわたる

※現状は，調整役は各対象外。
但，学校の教員に話し，相談を
していき，改善されていく。

スポーツ推進センターに相談の消去
は，2019年10月

5 どのような形で相談を受けているか

→学校が「スクールロイヤー相談カード（希望調査票）」を府教委に提出，教育委員会でSLへの相談の可否を判断

直接，校長，教頭，生活指導等が法律事務所で面談，あるいは電話，メール等でSLと相談
また，緊急性がなければ定期的に開催される教育相談会（各担当地域の府民センターへSLが赴く）でSLと相談

必ずしも文科省に相談する
最善が，各長線に回答する。

6 その他の活動例

- 教育相談会（年数回）
- 生徒指導主事研修会（年1回程度）
- スクールロイヤー活用事例集の発行

第3 課題

1 利益相反問題

- 各自治体の第三者委員会の委員；原則不可
- ★ 保護者側代理人；担当地区以外は可（SVは不可）
- 少年事件；原則可（担当地区の自治体が被害者の場合，及び個別ケースに関与した場合は不可）
- 28条申立て；児相側は少年事件と同じ，親側は保護者代理人と同じ
- 子どもの人権110番；担当地域と判明した場合，別の相談員と交替

2 「教育対象暴力」問題

甲 暴力による暴力
乙 暴力による暴力

「いじめ対策支援事業費」における専門家の活用に関する要項

(総則)

第1条 本要項は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）が府内公立小・中学校のいじめ問題等の課題解消をめざし、いじめの実態把握から重篤ないじめ事案対応までの一貫した取組みによるいじめ問題解決システムの確立を図るため、学校や市町村教育委員会及び関係機関と連携し適切な対応や取組みを進めることを目的に実施する「いじめ対策支援事業費」（以下「事業費」という。）における専門家の活用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における専門家は次の各号に掲げる者とし、その用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 1 スクールロイヤー 学校の教育活動に深い見識を持ち、学校における相談、援助活動の経験のある弁護士で、弁護士会の推薦を受けた者
- 2 ネット対応アドバイザー 携帯・ネット上の事案対応やその予防について深い知識を持った学識経験者、民間事業者等

(内容)

第3条 スクールロイヤー及びネット対応アドバイザーは、いじめ事案等の早期解決を図るため、関係機関と連携した支援やその予防に向けた助言等を行う。

(申請及び報告)

第4条 大阪府教育庁市町村教育室小中学校課長（以下「小中学校課長」という。）は、専門家の活用を希望する学校を所管する市町村教育委員会より、事業費における専門家の活用申請書（様式1）を提出させるものとする。

- 2 小中学校課長は、前項の申請書を審査し、事案の内容、活用を希望する学校の状況、市町村教育委員会の体制等を勘案したうえで専門家の活用を決定する。
- 3 小中学校課長は、専門家を活用した学校を所管する市町村教育委員会から、事業費における専門家の活用実績簿（様式2）を月毎に提出させるものとする。
- 4 小中学校課長は、専門家を活用した学校を所管する市町村教育委員会から、事業費における専門家の活用完了報告書（様式3）を、活用の終了後20日以内又は事業の完了する日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日までに提出させるものとする。

(成果の活用)

第5条 委員会は、この成果を府内市町村教育委員会及び関係機関等に広く普及するため、専門家活用の資料の提出について本事業を活用した市町村教育委員会に求めることができるとともに、その資料を活用することができる。

(謝金等)

第6条 専門家の謝金等は次のとおりとする。

- 1 スクールロイヤー 1回あたり10,000円とする。
- 2 ネット対応アドバイザー 1時間あたり5,200円とする。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要項は、平成26年4月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則 この要項は、平成28年4月1日から適用する。

必ず各学校に配布

スクールロイヤー相談カード(希望調査票)

この相談カードは、スクールロイヤーが相談を受ける際の状況把握に活用するものです。
記述若しくは番号があるものは(番号)で記入して下さい。

記入者：所属() 氏名() 職名()
記入日 平成 年 月 日

相談日当日の相談者の方の氏名と職責
例) OOOO 校長 △△△ 指導主事

学校の規模について・・・全校児童生徒数 () 人 教職員数 () 人

主たる相談態様：複数可()
①暴力行為 ②長欠・不登校 ③いじめ ④虐待 ⑤その他

相談対象児童生徒 学年()年 性別(男・女)

相談内容の概要：簡潔で結構です。トラブルの要因などもわかれば記入ください。

一番困っていること、解決を望むこと

主たる相談対象者：児童生徒の場合は学年と性別を
保護者等は性別をそれぞれ記入して下さい(複数可)⇒

| | | | |
|------------|--------|---------|------|
| 事案の緊急性 () | ①非常に高い | ②できれば早く | ③その他 |
|------------|--------|---------|------|

| | | | |
|--------------|-------------|-------------|---------|
| 児童生徒との関係 () | ①落ち着いて話ができる | ②対応者によって異なる | ③話ができない |
|--------------|-------------|-------------|---------|

| | | | |
|-------------|-------------|-------------|---------|
| 保護者との関係 () | ①落ち着いて話ができる | ②対応者によって異なる | ③話ができない |
|-------------|-------------|-------------|---------|

| | | | | | |
|-----------------|-------|-------|------|------|-------|
| 事案発生時期：今から… () | 1か月以内 | 3か月以内 | 半年以内 | 1年以内 | 1年以上前 |
|-----------------|-------|-------|------|------|-------|

すでに専門家や関係機関に相談をしたことがある () ①はい ・ ②ない
※①の場合相談機関名等を記入ください ()

| | | | | |
|---------------------------|-------|----------|--------|------|
| ⑤相談内容についての 教職員の共有度 () | ①全員共有 | ②一部職員で共有 | ③管理職のみ | ④その他 |
|---------------------------|-------|----------|--------|------|

※ その他何か気になることなどあれば記入ください。

小田原市における「調査会」の役割について

小田原短期大学 小倉直子 (臨床心理士)

1. 「就学前の子どもの社会性の育ちとそれに関係する取組について」

「自我」の誕生と、友達とのトラブルについて → 保育・幼児教育における課題

1 歳ごろ・・・誕生→拡大

2 歳ごろ・・・拡大→充実 (分けてあげられる力)

3 歳ごろ・・・「誇りたかき 3 歳児」自己中心性、言葉でのやり取り

1-1. 4 歳ごろの葛藤と「自制心」「自己コントロール」の力

2 次元の対比的な認識の獲得「大一小」「男一女」

「好き—嫌い」「良い—悪い」「きれい—汚い」「できる—できない」

「できないかも・・・」○×の評価から逃れられず、きれる、おちゃらける、しりごむ
他者の評価の目が見える、やらなければならないことは分かる、だからこそ「荒れ」
「・・・けれど」「・・・だけど」を心の中に織り込みながら、

1-2. 5~6 歳ごろの「自己形成視」と集団づくり

3 次元の空間認知、時系列の変化、相手の立場にたつこと

「乱暴な○○くん」だけでなく、

「乱暴な時もあるけど、昆虫のことなら誰よりも詳しい」他者へのまなざしも多面的に

「これは苦手だけど、これのこの部分ならできるよ」幼い「自己形成視」のはじまり

自分たちで話し合う

事例 鬼退治

毎年、節分にやってきては狼藉を働いていく裏山の鬼。年長児は鬼をやっつけるための作戦会議の真っ最中。

「最初はここに落とし穴作ろうぜ」「落ちたらさあ、怒って暴れるよ?」「そしたらさ、『すみませんでしたー』って謝って、どうぞどうぞって、お部屋でお酒出すの」「えー、誰が」「きれいな女の人がいいよ」「(女の子たち) やだ、やだ、絶対やだ」「先生?」「先生は小さい子たちを守らなきゃいけないから」「じゃあ、俺がやってやるよ」「女装?」「お酒の代わりにさあ、塩水にしといたら」「んで、『参った』って逃げてく後ろから、豆投げるの」「イワシも嫌いだって、絵本に書いてあったよ」・・・

楽しいことばかりではなく、日常生活を共にしていく中で、時にはシビアな意見も

事例 リレーの練習

5歳、不器用で体を動かすことが不得意なみつお。運動会のリレーの練習でペタペタと走るのど、みつおの所属する白チームはいつも負けてしまう。何度やっても同じなので、負けず嫌いのさとるがもう走らないと言いだし、クラスみんなで話し合うことにした。

「がんばってやろうよ。」「だってみつおがいると絶対負けるもん。」「みんなでやるからいいんだよ。」「みつおだって頑張ってるんだよ。そんなこと言ったらかわいそう。」「みつおの分、他の子が一生懸命走ればいいんだよ。」「みつおが走ってる時、一生懸命応援しよう。」「はやく走る方法を、教えてあげればいいんだよ。」

そこで、足が速いと一目置かれているあきらの走りをみんなで観察した。「大きく手を振ればいいんだ」「(トラックの)線のぎりぎりを通ってるよ」。あきらも直接みつおに、手の振り方を教えている。

みつおの走り方が少し真剣味を帯びた形に変わり、他の子の頑張りもあって大きな差がつくことがなくなった。接戦の末、はじめて白チームが勝った時には大喜びで、さとるがみつおとがっちり肩を組み、他の子とハイタッチしていた。

大人が子どもたちに、大人に従順な「良い子」であることを期待し、「うわべだけ」「きれいごと」の意見しか汲み取らないクラスでは、「だってみつおがいると負けるもん。」というさとるの本音は出てこないか、出たとしても許されずに終わる。

だが子どもたちの力を信じ一人一人の意見を尊重する空気が、困難を自分たちの問題として考える土壌をはぐくむ。自分の意見が大事にされることを通じて、子どもたち一人一人に仲間の気持ちを思いやる力と信頼関係、集団としての育ちがある。

事例 「嫌だった！」

5歳児クラス、さくらとみくはいつも仲良しだが、ある夕方の口喧嘩でみくが悔し泣きしている。延長保育担当のゆり先生がよくよく聞いてみると、最初はささいなブランコの順番待ちの話だったのが、分が悪いと見たさくらが「だってみくの服、ボロボロだし！」と言ったという。みくはきょうだいのおさがりを着ていることが多いのである。

ゆり先生がみくにどう思った？と聞くと「嫌だった」という。じゃあそれを伝えに行こうと、さっさと別の遊びに行ってしまったさくらの所に一緒に行き、みくに言ってごらんと促した。みくは「みくの服をボロボロって言わないで！嫌だった！」とはっきり言えた。さくらも妙な顔をして聞き「ごめんね」と言った。

ゆり先生が後でゆっくり、さくらの話を聞くと、どうしても先にやりたかったのだと言う。みくが泣いたときどう思った？と聞くと、さくらはしばらく考え「ボロボロって言ったらいけなかった」と言う。大好きな友達が嫌な気持ちになることを言っちゃいけなかったよね、でもきちんと謝れてよかったね、と締めくくった。

お迎えに来た双方の親には喧嘩の経過と互いの気持ちの流れを伝え、園で起こったこととしての謝罪と、2人がいつも仲良しだからこそ言いたいことを言える仲間として育てていること、けれど見過ごしてはいけない所を押さえておきたかった、と伝えた。双方の親も互いのことをよく知っており、クラスの子どもたちの育ちもよく知っていて、それぞれに受け止めてくださったようだった。

翌日の様子を担任に聞くと、朝から2人仲良くゲラゲラ笑いながらTVアニメの話で盛り上がっていたとのことだった。

見守るべきところと、介入すべきところはどこか、見極める力。

(事例は、「生活事例からはじめる 保育の心理学」青鞥社 2015より)

- ・子どもの主体性が育つ保育とは
けんかの仲裁→「ごめんね」「いいよ」を言わせて終わりか???
- ・子どもの意見がきちんと表明できる環境づくりとは
- ・保育の現場で実践していくには
- ・「人間関係」や「社会性の育ち」を追いかけ、しりぬぐいをしているだけではダメ、本当に楽しい毎日の生活経験と明日への見通しがあるからこそ、育ち
- ・就学後に、子どもの意見が表明される場はあるのか？毎日の楽しくて仕方ない学びの授業、キラキラした生活はあるのか？

2. 「就学後の学校現場におけるいじめへの取組と心理職のかかわりについて」

また次の機会に。

3. 「第3者委員」としての「調査会」の役割は？

- ・教育委員会にあることの意味
→現状の調査、認知件数の把握、ケース検討、先生方の自主的な研究会への支援、
- ・有効な研修・取組みとは？
- ・子どもたちの声を聞く場をどのように保障するか
→SC？養護教諭？専任の担当教諭？常設のオンブズマン？
地域との連携（交通安全、学校ボラ、図書館、学童、児童館、プレイパーク、食堂、、、）
- ・子どもたちの主体的な取組みとしての生徒会、ピースメーカー活動、 など

<参考文献>

- ・越直美「教室のいじめとたたかう 大津いじめ事件・女性市長の改革」ワニブックス 2014
- ・尾木直樹「いじめ問題をどう克服するか」岩波新書 2013
- ・桜井智恵子「子どもの声を社会へー子どもオンブズの挑戦」岩波新書 2012
- ・砂川真澄「いじめの連鎖を断つーあなたもできる「いじめ防止プログラム」」富山房インターナショナル 2008
- ・いじめブックレット「いじめ・迫害 子どもの世界に何がおきているか」クリエイツかもがわ 2013
- ・吉田順「いじめ指導 24 の鉄則 うまくいかない指導には「わけ」がある」学事出版 2015

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）

第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）

第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）

第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなけれ

ばならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する

児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たって

は、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(国立大学に附属して設置される学校に係る対処)

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(私立の学校に係る対処)

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重

大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

(学校評価における留意事項)

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ばいきん扱い「つらかった」

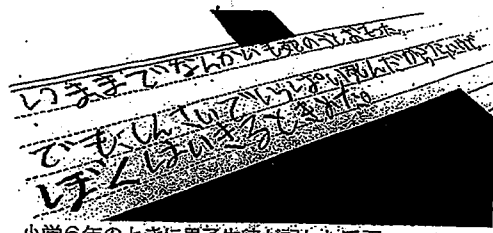
でもしつこく死んだから「きつめ」

福島第一原発事故で福島県から横浜市に自主避難した中学一年の男子生徒(13)が、いじめを受け不登校になった問題で、男子生徒の代理人弁護士が15日、生徒の手配を公表した。賠償金めあらずと訴われ、抵抗できなかったと、いじめの心情を訴えている。市教委は学校の対応の遅れを陳謝した。

いじめ問題の経緯

| | | |
|-----------|----|--|
| 2011年 | 小1 | 東日本大震災 |
| 3月 | 小2 | 東京電力福島第一原発事故 |
| 8月 | 小3 | 福島県から横浜市立小学校に転校。直後から「菌」と呼ばれるなど、複数の児童によるいじめが始まる |
| 12年6～10月 | 小4 | 最初の不登校 |
| 13年4月以降 | 小5 | 暴力などのいじめを複数児童から受ける |
| 14年5月 | 小5 | 「賠償金あるだろ」と言われ、遊園地代など総額約150万円を支払わされる |
| 5月28日 | 小5 | 保護者が学校へいじめを訴える |
| 5月29日 | 小5 | 2度目の不登校が始まる |
| 6月25日 | 小5 | 校内でいじめ調査委員会設置 |
| 15年12月16日 | 小6 | 保護者がいじめ防止対策推進法に基づき、市教委に調査を要望 |
| 16年1月5日 | 中1 | 市教委が第三者委員会に調査を諮問 |
| 11月2日 | 中1 | 第三者委員会が報告書を答申 |

原発避難先でいじめ 中1男子が手記



小学6年のときに男子生徒が記した手記

記者会見した黒沢知弘弁護士によると、手記は小学6年生だった昨年7月に書かれたもの。いじめで子どもが亡くなるという報道があることから、「いじめがなくなつてほしい」「いじめがなくなつてほしい」「いじめがなくなつてほしい」など、子どもたちが少しでも励みになれば」と男子生徒自身が公開を決心したという。生徒と家族は震災後の2011年8月に福島県から横浜市に自主避難。直後から転校先の市立小学校で、名前に「菌」を付けて呼ばれるなど、複数の児童からいじめを受け始めた。「ばいきんあつた」とおぼろげに記した手記は、お金の渡りやいじめの状況が詳しく記されている。

法の認識不十分

いじめ問題に詳しい教育評論家・武田まゆみさんの話。いじめ防止対策推進法は、いじめ防止対策推進法への認識が不十分

「お金を渡さなければいじめられなくなる」と考えてしまう被害者の立場に立って対応する姿勢が不可欠だった。福島から来た子どもたちがいじめられやすさについては各話で話題となり、気を付けなければいけないこともわ

「お金を渡さなければいじめられなくなる」と言われた。お金の渡りやいじめの状況が詳しく記されている。いじめ防止対策推進法は、いじめ防止対策推進法への認識が不十分

「お金を渡さなければいじめられなくなる」と言われた。お金の渡りやいじめの状況が詳しく記されている。いじめ防止対策推進法は、いじめ防止対策推進法への認識が不十分

「お金を渡さなければいじめられなくなる」と言われた。お金の渡りやいじめの状況が詳しく記されている。いじめ防止対策推進法は、いじめ防止対策推進法への認識が不十分

「お金を渡さなければいじめられなくなる」と言われた。お金の渡りやいじめの状況が詳しく記されている。いじめ防止対策推進法は、いじめ防止対策推進法への認識が不十分

「お金を渡さなければいじめられなくなる」と言われた。お金の渡りやいじめの状況が詳しく記されている。いじめ防止対策推進法は、いじめ防止対策推進法への認識が不十分

「お金を渡さなければいじめられなくなる」と言われた。お金の渡りやいじめの状況が詳しく記されている。いじめ防止対策推進法は、いじめ防止対策推進法への認識が不十分

「お金を渡さなければいじめられなくなる」と言われた。お金の渡りやいじめの状況が詳しく記されている。いじめ防止対策推進法は、いじめ防止対策推進法への認識が不十分

「お金を渡さなければいじめられなくなる」と言われた。お金の渡りやいじめの状況が詳しく記されている。いじめ防止対策推進法は、いじめ防止対策推進法への認識が不十分

「お金を渡さなければいじめられなくなる」と言われた。お金の渡りやいじめの状況が詳しく記されている。いじめ防止対策推進法は、いじめ防止対策推進法への認識が不十分

「お金を渡さなければいじめられなくなる」と言われた。お金の渡りやいじめの状況が詳しく記されている。いじめ防止対策推進法は、いじめ防止対策推進法への認識が不十分

「お金を渡さなければいじめられなくなる」と言われた。お金の渡りやいじめの状況が詳しく記されている。いじめ防止対策推進法は、いじめ防止対策推進法への認識が不十分

「お金を渡さなければいじめられなくなる」と言われた。お金の渡りやいじめの状況が詳しく記されている。いじめ防止対策推進法は、いじめ防止対策推進法への認識が不十分

「お金を渡さなければいじめられなくなる」と言われた。お金の渡りやいじめの状況が詳しく記されている。いじめ防止対策推進法は、いじめ防止対策推進法への認識が不十分

対応遅れ認める 教育長

横浜市教委の岡田隆子教育長も会見を開いた。「1カ月以上不登校が続き、金品の問題が出た。小5の6月時点で重大事態とすべきだった」と話し、学校側の対応の遅れを認めた。男子生徒に対しては「申し訳ないことをした。子どもの成長のサポートを全力でやっていた」と話した。第三者委員の報告書によると、男子生徒は小学3年の6～10月に不登校になり、登校再開後もいじめがあった。多額の金品のやりとりがあった小学5年の5月末から再び不登校になった。保護者は学校に相談。学校は金品のやりとりについて、他の児童の保護者からの情報で把握したが、黒沢弁護士によると、学校が加害児童らに事情を聴いたところ、「男子生徒が自分の意思でお金を渡した」などと答えたため、いじめと判断しなかった。男子生徒には聞き取らなかったという。保護者は同年11月から市教委にも相談。弁護士らとも協議し、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態としての調査を求めた。市教委は今年1月になって第

「お金を渡さなければいじめられなくなる」と言われた。お金の渡りやいじめの状況が詳しく記されている。いじめ防止対策推進法は、いじめ防止対策推進法への認識が不十分

が「噂がなくなつた。隠されたのではないかと」学校に問い合わせた。学校も調査を始めたが、生徒は「書いた。」「いままでいじめはなしをしてきたけどいじめようとしてきた」「なんかおもしろくない」「おもしろくない」と話した。黒沢弁護士によると、生徒は小学校を卒業し、今はフリースクールに通う。「いままでもなんかいじめのうそもなかった。でも、いじめでいじめ死んだからいじめ死んでほしい」と話した。心境をそう書いた。 (永田文)

いじめ進まぬ情報共有

生徒自殺9件 第三者委「不十分」

「いじめ防止対策推進法」が施行された2013年9月以降、いじめと自殺の関係が問われた12件のうち少なくとも9件で、第三者委員会が、同法で定められている学校での情報共有が不十分だったと認定していたことがわかった。同法は28日で施行から3年が過ぎたが、3年で法の見直しを検討する規定がある。より情報共有を進める仕組みをどう作るかが、見直し議論の焦点になりそうだ。

対策法3年見直しの焦点に

同法は大津市の中2男子が11年に自殺した事件を機に自民、民主などが法案を共同提出し、13年9月28日に施行された。文科科学省への取材などによると、法施行後、いじめによる自殺と疑われたケースは3年で少なくとも20件あり、小4から高3の20人が亡くなっている。

このうち、同法に基づく弁護士らによる第三者委員会が調査を終えた12件について、報告書や答申の内容を分析したところ、一部の教員でいじめの情報を抱え込んだり、学校の対策組織が動いていなかったりして、校内でいじめの情報が共有できていなかったケースが9件あった。

| | | | | |
|-------|-----|----------------|----------------------------|----------------------------------|
| 2013年 | 9月 | いじめ防止対策推進法が施行 | | |
| | 11月 | 福岡県太宰府市 (高3男子) | 担任が生徒の大きな悩みについて副担任のみに報告 | |
| | | 相模原市 (中2男子) | 教員は一人で問題を抱えていた | |
| | 14年 | 山形県天童市 (中1女子) | 学校全体で共有し取り組むとの認識が各教員まで浸透せず | |
| | | 1月 | 長崎県新上五島町 (中3男子) | 「いじめ防止対策委員会」が具体的な活動を行った形跡が認められない |
| | 7月 | 青森県八戸市 (高2女子) | 情報共有不足で、組織的な対応に結びつけられなかった | |
| | 9月 | 仙台市 (中1男子) | 担任が「大丈夫」との生徒の返事で、管理職に報告せず | |
| | 15年 | 3月 | 熊本市 (中2女子) | 担任が広く支援や助力を求められる雰囲気があったか疑問 |
| | | 9月 | 福島県会津地方 (高2女子) | 教員同士の情報共有が不足 <small>※注</small> |
| | | 11月 | 名古屋市 (中1男子) | ふざけ行為などが組織的に協議された形跡に乏しい |

※注) 第三者委の報告書が概要のみ公表のため、県教委に確認

抱え込む教員 組織で議論を

森田洋司・鳴門教育大学特任教授(教育社会学) 法律が広く定義するいじめと、各教員が考えるいじめには、なおギャップがあり、問題の抱え込みもなくなっていない。情報共有が進まない背景にはこうした事情もある。いじめかどうかの判断のプレがこれまで悲劇を招いてきた。子どもの苦しみに向き合うことを、後回しにせず、あらゆる情報を報告し合い、対策組織で議論していく中で教員がいじめに対応する技量も上がる。

同法は一部の教員の判断で「いじめではない」と決めることなどがないよう、教員らが担当を超えて情報を共有し、学校全体としていじめに対応することに主眼を置く。同法の運用を定めた文科省の「いじめ防止基本方針」でも情報共有の必要性が明記されている。

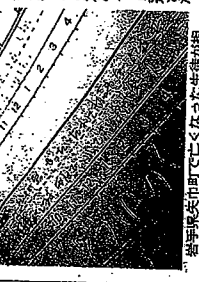
第三者委の指摘のうち、長崎県新上五島町で14年1月に自殺した中3男子は、作文などでいじめを示唆していたが、同委は情報を共有すべき学校の「いじめ防止対策委員会」について「具体的な活動を行った形跡は認められなかった」と指摘。14年7月の青森県八戸市の高2女子の事例では、保護者が担任にいじめを訴えていたが、すぐに学年主任に伝えるべき情報とらえず、「情報共有不足で組織的な対応ができなかった」と認定した。

現在、第三者委の調査が進む8件でも、岩手県矢野町で昨年7月に自殺した中2男子について、生徒の訴えがあったのに情報共有できずに自殺を防げなかったとして、学校が遺族に謝罪している。(水沢健一、木村司)

抱え込まず 組織で対応 対策法のイメージ



いじめ 伝わらぬSOS 対策法施行3年



「いじめは怖い。でも、いじめを報告したら、いじめがひどくなるかもしれない。いじめを報告したら、いじめがひどくなるかもしれない。いじめを報告したら、いじめがひどくなるかもしれない。」

「いじめは怖い。でも、いじめを報告したら、いじめがひどくなるかもしれない。いじめを報告したら、いじめがひどくなるかもしれない。いじめを報告したら、いじめがひどくなるかもしれない。」

「いじめは怖い。でも、いじめを報告したら、いじめがひどくなるかもしれない。いじめを報告したら、いじめがひどくなるかもしれない。いじめを報告したら、いじめがひどくなるかもしれない。」

「トラブル」扱い 学校後手 ■訴え 担任どまり

14年11月、東京都立の男子中学校で、担任の女子生徒が、生徒のスマートフォンを盗んだと訴えた。この事件は、学校側が「トラブル」(トラブル)として扱ったことが、保護者から不満の声が上がっている。

この事件は、学校側が「トラブル」(トラブル)として扱ったことが、保護者から不満の声が上がっている。保護者は、学校側が「トラブル」(トラブル)として扱ったことが、保護者から不満の声が上がっている。

この事件は、学校側が「トラブル」(トラブル)として扱ったことが、保護者から不満の声が上がっている。保護者は、学校側が「トラブル」(トラブル)として扱ったことが、保護者から不満の声が上がっている。

「何でもいじめ」戸惑う教員も

法改正は、いじめの範囲を拡大し、いじめ防止基本方針の策定を義務化した。しかし、いじめの定義が広がりすぎて、教員が戸惑っているという声も聞かれる。

法改正は、いじめの範囲を拡大し、いじめ防止基本方針の策定を義務化した。しかし、いじめの定義が広がりすぎて、教員が戸惑っているという声も聞かれる。

法改正は、いじめの範囲を拡大し、いじめ防止基本方針の策定を義務化した。しかし、いじめの定義が広がりすぎて、教員が戸惑っているという声も聞かれる。

「いやな思い」着目 早期対応

いじめ防止基本方針では、「いやな思い」に着目し、早期対応を促している。これは、いじめの兆候を早期に発見し、対応できるようにするためである。

いじめ防止基本方針では、「いやな思い」に着目し、早期対応を促している。これは、いじめの兆候を早期に発見し、対応できるようにするためである。

いじめ防止基本方針では、「いやな思い」に着目し、早期対応を促している。これは、いじめの兆候を早期に発見し、対応できるようにするためである。



学校へ支援 拡充訴え 子ども目線「想像を」

学校へ支援 拡充訴え 子ども目線「想像を」

学校へ支援 拡充訴え 子ども目線「想像を」

学校へ支援 拡充訴え 子ども目線「想像を」

学校へ支援 拡充訴え 子ども目線「想像を」

学校へ支援 拡充訴え 子ども目線「想像を」

学校へ支援 拡充訴え 子ども目線「想像を」

学校へ支援 拡充訴え 子ども目線「想像を」

学校へ支援 拡充訴え 子ども目線「想像を」

いじめの可能性「きわめて濃厚」 中2自殺で審議会見解

朝日新聞 2016年11月6日

青森市立中学2年の葛西りまさん(当時13)が8月にいじめを訴える遺書を残して自殺したことについて、有識者による市いじめ防止対策審議会(会長=櫛引素夫・青森大教授)は6日、「いじめがあった可能性がきわめて濃厚だ」との見解を示した。

記者会見した櫛引氏によると、葛西さんは1年のころから、他の生徒によって日常的に、学校やSNS上で「きもい」「死ね」「うざい」などと言われていた。在校生へのアンケートや聞き取り、遺族から提供を受けた葛西さんのSNS上のやりとりなどからわかったという。いじめと自殺との因果関係についてはなお「精査中」とした。

また、市教委は同日、インターネット上に投稿された葛西さんの名前が含まれた書き込みや葛西さんの写真について、サイト管理者に削除を依頼したことを明らかにした。専従の臨時職員らによるネットパトロールの一環という。

青森)中2自殺でSNS書き込み5千件削除依頼 市教委

朝日新聞 2016年11月8日

青森市立中学2年の葛西りまさん(当時13)が8月、いじめを訴える遺書を残して自殺した問題を巡り、青森市教育委員会は10月末までに、生徒の氏名や学校名が含まれるSNSの書き込み5056件をサイト管理者に対して削除依頼した。個人情報保護や不審者対策を理由としている。一方、遺族が葛西さんの写真や氏名を公表した後は、それらを削除要請の対象から外したという。

6日のいじめ防止対策審議会後の会見で、事務局の市教委が明らかにした。書き込みは生徒の名前を挙げて「加害者」などと決めつけているものが多く、市審議会会長の櫛引素夫青森大教授は「根拠が定かでないまま多くの名前が出ている。二次被害、三次被害を防がなければならない」と話した。

市教委は2009年から専従の臨時職員らがネット掲示板などの監視を続けている。氏名や学校名などが含まれる書き込みや顔写真を見つけ次第、サイト管理者に削除依頼をしているという。

一方、黒石市の写真コンテストをめぐる問題をきっかけに、遺族は10月18日、「笑顔だった娘がいじめによって残酷な結果になることを知ってほしい」として、写真と氏名

を公表した。それ以降は、遺族によって公表された葛西さんの写真や氏名について、削除要請を取りやめているという。

愛知)尾張旭の小学校でいじめ予防出張授業 県弁護士会

朝日新聞 2016年11月12日

県弁護士会の「いじめ予防出張授業」が11日、尾張旭市立東栄小学校であり、6年生約100人が弁護士らと一緒にいじめをなくすために何ができるかを考えた。

粕田陽子弁護士(44)が担当したクラスでは、いじめによって何が起るか知ってもらおうと、「葬式ごっこ」などのいじめを苦に1986年に自殺した中学2年の鹿川裕史君の遺書が読み上げられた。いじめを止めなかった同級生も後悔の念に苦しんだことも紹介された。

その後、児童らはいじめられた子、いじめた子、周りで見ていた子がそれぞれどんな気持ちになるかを話し合った。「みんなが嫌な思いをただけだね」と粕田弁護士。いじめをなくすために何ができるかそれぞれの立場から意見を出し合ってもらい、「いじめを減らすための方法はみんなの数だけある」と呼びかけた。

授業を受けた市岡佑月さん(11)は「いじめを見かけたら先生や家の人に相談したい」。粕田弁護士は「いじめられても仕方がない、ということはない。いじめはいじめた子も含めてみんなを傷つけるものだ」と話した。(浦島千佳)

有識者会議のいじめ防止提言、どう読む 尾木さんに聞く

朝日新聞 2016年11月4日

■教育評論家・尾木直樹さんに聞く

いじめ防止を話し合ってきた文部科学省の有識者会議が同省への提言をまとめた。今後、提言がいじめ防止対策推進法の改正につながる可能性もある。教育評論家の尾木直樹さんに、どう読み解いたらいいか聞いた。

——提言を読んだ感想はいかがですか。

私の満足度は高い。最大のポイントは、教職員にはいじめの情報を学校の対策組織に報告・共有する義務があると改めて強調し、懲戒処分に言及した点だ。「罰則」については3年前、法律を作るときも議論になった。だが、当時は教育現場にはなじまない、との結論だったし、私自身も「ちょっと待て」という立場だった。

ただ、この3年間だけでもいじめの情報が共有されず、何人もの子どもが自殺する事態を招いた。情報共有しないのは、明らかな法令違反であり、処分の対象にするべきだ。

教職員の日常業務で、自殺予防といじめへの対応を最優先に位置づけるよう促すことが盛り込まれた点も評価したい。

学校現場に行くと、校長先生に「いじめ対策組織の会議はどの程度機能していますか」と必ず聞き、構成メンバーも尋ねる。生徒指導の委員会と兼ねている学校が多い。そして、多くの校長は重ねて「いじめ対策組織の会議はやりたいけれど、忙しくてなかなかできない」と言う。それではいけない。いじめ対策は命にかかわるもので、職員会議や学年会議、部活指導などより圧倒的に大事だ。月に2回とか毎週とか、定例的にやらないといけない。

——法に位置づけられた「いじめ対策組織」が十分認識されていないとの指摘があります。

学校のPTA会長が、いじめられている子の親に相談を受けて担任の先生に伝えたのに、学校がなかなか動いてくれないとぼやいていた。そこで私が「いじめ対策組織」に頼むよう提案したら、その会長は「うちの学校にはありません」と。学校が組織の存在を周知していない。重大な事件が起きているのは、こういう学校だ。

提言には、いじめ対策組織の先生が朝礼であいさつするなど、組織の存在を子どもや保護者に知らせる取り組みが盛り込まれた。こんなことを3年たって書かないといけないのは恥ずかしいと思う。

——加害者側への指導という観点からはどうですか。

「いじめという言葉を使わず指導する」と提言に入ったのは画期的だ。現場での長年の経験からいえば、「お前、それいじめだぞ」と言っても、ほとんどの子は認めない。本当にふざけているつもりの子が圧倒的に多い。だからいじめという言葉を使わず、相手の子のつらさを理解させることが大事だ。こんなに苦しんでるんだよ、君がされたらつらいでしょ、だからもうやめようよ、君ならできるよ、と持っていく。内容で迫り、納得して申し訳なかった、と理解できるようにするべきだ。

一方、被害者の側には、いじめという言葉を使う。決して許されない人権侵害だよ、と言わなきゃいけない。

——提言には「児童生徒の主体的な参画」という要素も入りました。

法律ができる時、参院での付帯決議に「児童等の主体的かつ積極的な参加」という文言が入ったが、衆院での決議には入らなかった。学校の主役は子どもたちなのに、いじめ防止活動に子どもが参画する、という発想が衆院には理解されなかった。子ども観が古かった。

いじめが起きたらその日のうちにクラスの半分はわかるし、子どもの参加によってダイナミックな活動ができる。子どもの主体的な参画が盛んな京都市では、いじめを認知する割合が高い。やっと今、その重要性が理解されるようになってきたと思う。

——いじめ防止対策推進法を改正して盛り込むべきだと考える点はどこですか。

いじめへの対応を最優先に位置づけたこと、情報共有、それと児童生徒の主体的な参画、の三つだと考える。(聞き手・片山健志)



平成28年度 第2回

おだわら未来学舎

～教職員としての実践力をみがき、教育への情熱を高める～

神田外語大学 教授

嶋崎 政男 先生

「教師に必要な指導観」

～脱いじめに向けて～

◆日時 平成28年10月14日（金） 19時～20時30分

◆場所 小田原市役所7階 大会議室

◆申込締切 平成28年10月7日（金）

◆対象 基本的に、教職員を対象としていますが、市職員や一般の方にもわかる内容です。興味がある方は、直接、会場にお越しください。



◆教育指導課教育研究所（小田原市教育委員会）
TEL 0465-33-1730 FAX 0465-32-7855